

相模原市ワーケーション推進実証事業・募集要領

相模原市 市長公室 観光・シティプロモーション課
事業事務局：株式会社京王エージェンシー

1. 事業の目的

本事業では、場所にとらわれない働き方の1つとして、普段の職場や自宅とは異なる地域で滞在する「ワーケーション」(Work+Vacation)に着目し、ワーケーションを推進する取組を支援することで、中山間地域（緑区津久井、相模湖、藤野地区）における平日の交流人口促進及び本市への来訪目的の創出を図ることを目的としています。

2. 申請対象者

以下の要件をすべて満たすものを、対象事業者とします。

- ① 観光協会、商工会、商店街組織、町会・自治会、市民団体、民間企業等であること。
- ② 実施主体または連携する組織・団体に、地域の組織・団体が含まれていること。
- ③ 実施体制内に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていないこと。
- ④ 造成したコンテンツの商品化を目指し、次年度以降もコンテンツ提供を継続する意向があるもの。

3. 対象事業

以下の要件をすべて満たす取組を、対象事業とします。

- ① 対象エリアは中山間地域（緑区津久井、相模湖、藤野地区）とする。
- ② 対象事業は観光関連産業の活性化による、当該エリアにおける振興（平日の観光需要・交流人口の増加、来訪目的の創出）を目的とする。
- ③ 地域の組織・団体との連携により、地域の文化資源及び自然資源を効果的に活用し、企業のチーム（最大10名程度）を対象とするワーケーションコンテンツ（※）を造成すること。
- ④ ワーケーションコンテンツは、新規に造成するか、既存の体験コンテンツを磨き上げによって造成すること。
- ⑤ コンテンツの造成にあたっては、専門家等を招聘し外部の視点から助言を受けること。
※ 事務局が専門家の派遣に関する支援を行います。
- ⑥ モニターツアーを実施すること。「日帰り」の場合は2回以上、「宿泊」の場合は1泊2日を1回以上実施すること。
- ⑦ モニターツアーの募集・問い合わせ対応・受付は事業者自身で行うこと。
※ 事務局がマッチング等の支援を行います。
- ⑧ モニターツアー後の効果検証（アンケートなどによる満足度等の調査）を行うこと。

【※ワーケーションコンテンツの例】

- ・スキルアップを目的とした研修プログラム
- ・グループで楽しめるアクティビティや体験コンテンツ

- ・地域の魅力を体験できるアクティビティや体験コンテンツ

4. 事業費の限度額

限度額：100万円（税込み）

ただし、選定件数等に応じて、金額の調整を行う場合があります。

市が行う実証事業の再委託事業者として、事務局と契約していただきます。

5. 事業対象期間

事業採択決定後、事業事務局との契約締結時点から令和5年11月30日まで

6. 事業対象経費

① ワークーションコンテンツの造成に係る経費

- ・ 体験コンテンツの企画・造成費（委託費、調査費、旅費、臨時で任用するアルバイト代 等）
- ・ スタッフ研修、専門家意見聴取（研修及び専門家派遣は、別途、市がそれぞれ1回実施する予定）

② コンテンツ造成やワークーション受入に必要な備品の賃借または購入

- ・ 会場・設営費（会場使用料、機器使用料、消耗品費 等）
- ・ 備品レンタル費
- ・ 備品購入費（1件につき税込10万円未満であること）

③ モニターツアーの運営に要する費用

- ・ 人件費（ガイド料、講師謝金、臨時で任用するアルバイト代 等）
- ・ 旅費（スタッフ交通費、モニターツアー参加者宿泊費・飲食代・交通費 等）
- ・ 保険料（傷害保険・損害賠償保険 等）※必ず旅行保険等に加入してください。

④ モニターツアーの募集告知、ツアー検証に関わる経費

- ・ デザイン費（チラシ・ポスターのデザイン、Webデザイン 等）
- ・ 広告費
- ・ 印刷費（チラシ・ポスター・アンケートの印刷 等）
- ・ ツアー検証経費（委託費 等）

⑤ 管理費

- ・ 職員人件費（本事業に従事する部分のみ）
※ 家賃等の本事業の実施有無に関わらず発生する費用は対象外

7. 事業対象外経費

- ① 「6. 事業対象経費」に記載のない経費
- ② 対象期間内に行使されていない経費
- ③ 本事業以外の補助金や助成事業の対象となった経費
- ④ 本事業に関係のない物品・設備購入、業務委託費、見積書に記載のない経費
- ⑤ 公的資金の用途として不適切な経費

- ⑥ 帳票に不備がある経費
- ⑦ 税込み 10 万円を超える備品の購入
- ⑧ その他、対象外と認められる経費

8. 申請手続から事業費支払いまでの流れ

- ① 応募（令和 5 年 5 月 26 日（金）から 6 月 20 日（火）17 時）
- ② 質問期間（令和 5 年 6 月 2 日（金）17 時まで受付、6 月 7 日（水）に回答）
 - ※ 質問は、9.申請手続【提出方法】に記載のメールで受け付けます
- ③ 審査・採択通知（7 月初旬を目途に通知）
- ④ 仕様書・事業計画・支出計画調整（7 月上旬）
- ⑤ 委託契約締結
- ⑥ 事業実施（委託契約締結後から令和 5 年 11 月 30 日まで）
- ⑦ 完了実績報告書・精算書類の提出（令和 5 年 12 月 15 日締切）
- ⑧ 精算（令和 6 年 1 月中）

9. 申請手続

申請者は、受付期間内に必要書類を提出してください。

【受付期間】 令和 5 年 5 月 26 日（金）から 6 月 20 日（火）17 時必着

【必要書類】 **別紙様式 1**：実施体制、事業内容スケジュール

別紙様式 2：経費明細（見積書）

その他：企画に関わる資料を自由様式で添付することができます

【提出方法】 メールにて、下記宛先まで送信してください。

電子データファイル容量は、合わせて 10MB 以内となるようにしてください。

当該電子データには、ウイルスチェックをしてください。

事業事務局：株式会社京王エージェンシー 〔担当〕菅野（かんの）
提出先メール info@sagamihara-workation.jp

【申請後の連絡】

- 電子メールの受信後、3 営業日以内に受信確認のメールを送付します。
- 受信確認のメールが届かない場合を除き、申請書類の受領確認のため電話等により照会することはお控えください。
- 提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

10. 採択事業者の選定

【選定方法】 有識者を含む審査会を行い、書類審査で 3～5 件程度の事業者を選定します。

【審査項目】 申請者から提出された企画提案書を、以下の観点から審査します。必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施します。ヒアリング対象となった申請については、事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

1) 適正性	・ 事業目的に適合した計画か ・ 活動内容及び事業費の規模が適正か
2) 地域特性	・ その地域ならではの資源や魅力を活かしているか ・ 地域の活性化に結びつく取組か
3) 実現可能性	・ 実施体制が適切か ・ スケジュールが適切か
4) 有効性	・ ワークーション向けに磨き上げる工夫や需要が期待できるか ・ 平日の交流人口誘致の効果が期待できるコンテンツ内容か

【選定結果】採択する事業者を決定後、7月初旬を目途に、申請者に対して結果を通知します。また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

11. 申請にあたっての留意点

- 選定過程及び選定後において、必要に応じて有識者による意見を踏まえ、実際の実証事業の内容を変更していただく場合もありますので、申請内容（提案内容）のとおり実証を行っていただくとは限らないことにご留意ください。
- 内容によって事業費の減額等の精査をさせていただく場合があります。
- 選定された実証事業の進捗・執行管理は、原則、事業実施者のうち代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。
- 事業実施期間中は、定例会を月1～2回程度の頻度で開催し、個別のやり取りは都度メールや電話で進捗状況等を事業事務局へ報告いただきます。
- 採択に当たり合意した事項が行われず、または守られない場合、申請書類の虚偽の記載、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。
- 実証事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類（請求書・支払い領収書等）を整理してください。精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。対象経費であるか相模原市及び事業事務局が精査し、額が確定した後、精算払いとなります。
- 本事業により作成した成果品について一切の著作権は相模原市に帰属します。
- 実証事業によって得られた知見等については、事業終了後に事業報告書として取りまとめ等を行い、得られた知見等について広く横展開を行います。
- 実証事業実施に当たり、各種許認可を取得していることが必要な場合は、事業の申請前に許認可を取得するか、または許認可申請若しくは許認可申請先と事前調整を行ってください。
- 業務にあたり、事業実施者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に損害を生じさせた場合は、事業実施者の負担により対処するものとします。
- 本事業に基づく権利義務は第三者に譲渡することはできません。
- 本モニターツアーは相模原市が委託により行う事業であり、相模原市の監督のもと実施され、営利性・事業性が無いことから旅行業法の適用がされないものとして扱います。ただし、本事業の範囲外で同様のツアーを行う場合においては、一部の事業内容（日帰りの現地集合、現地解散で道中の運送サービスの手配を行わないものなど）を除き、旅行業の登録が必要となる場合がありますので注意してください。